

三豊市総合体育館使用料

(1) メインアリーナを利用する場合

(単位：円)

区分		1時間につき		
		通常期	夏期(6月～9月)	
占有利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料の類を徴収しない場合	1,500	2,100
		入場料の類を徴収する場合	3,000	4,200
	アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合	7,500	10,500
		営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合	15,000	21,000
部分利用	床面の3分の1以下を利用する場合	全面利用の場合について定められた利用区分に応ずる使用料の額に100分の33を乗じて得た額(100円未満の端数は100円に切り上げる。)		
	床面の3分の1を超え2分の1以下を利用する場合	全面利用の場合について定められた利用区分に応ずる使用料の額に100分の50を乗じて得た額(100円未満の端数は100円に切り上げる。)		
	床面の2分の1を超え3分の2以下を利用する場合	全面利用の場合について定められた利用区分に応ずる使用料の額に100分の66を乗じて得た額(100円未満の端数は100円に切り上げる。)		

備考

- (1)の表の部分利用は、アマチュアスポーツに利用する場合に限る。
- 電気・水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。
- 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 上記により計算した使用料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 通常期に冷暖房を使用する場合は、当該使用料の1.5倍の額とする

(2) 附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

利用施設設備名	単位	使用料
会議室A	1時間	200
会議室B	1時間	200
多目的室	1時間	500
控室	1時間	200
シャワー(温水)	1回(15分まで)	200
トレーニングルーム	1回	200
スタジオ	1時間(音響設備及び冷暖房の使用料を含む。)	2,000
放送設備(アリーナ)	1式(プレーヤー、レコーダー、マイクの使用料を含む。)	2,000
玄関前広場	1時間	500
2階フロア	1時間	200
2階観客席空調	1時間	1,000

備考

- トレーニングルームは、中学生以下の者は利用することができないものとする。
- 会議室A、会議室B、多目的室又は控室の冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円の使用料を徴収するものとする。
- 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合は、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。

緑ヶ丘サッカー場使用料

(単位：円)

施設区分	天然芝グラウンド	人工芝グラウンド	夜間照明	放送設備	会議室	更衣室
使用料	1,500	1,000	3,500	1,000	1,000	1,000

備考

- グラウンド及び夜間照明は、1時間当たりとする。
- 放送設備は、1式当たりとする。
- 会議室及び更衣室は、1回当たりとする。
- 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。(天然芝グラウンド及び人工芝グラウンドに係る使用料に限る。)
- 営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合は、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。